

平成26年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

平成26年2月5日 開会

平成26年2月5日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成26年2月5日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	7
閉会の宣告	8
会議録署名議員の署名	9

## 平成26年2月5日（水）第1号

- 開会日時 平成26年2月5日（水曜日）午前9時30分
- 閉会日時 平成26年2月5日（水曜日）午前9時50分

---

### ・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

---

### ・欠席議員（なし）

---

### ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
会計管理者	大瀬政廣
建設水道課長	若山忍

---

### ・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成26年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	26.2.5
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	26.2.5

( 午前9時30分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 開会前にひとこと、ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

町長が体調不良のために、欠席をしております。代わって、副町長が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ただいまから、平成26年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

7番 笠井敬吾さん、8番 新井田昭男さん。以上、2名を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) 皆様、おはようございます。

平成26年第1回木古内町議会臨時会へご参集、ありがとうございます。

議長のご挨拶にもありましたように、町長が体調を崩しまして、今週いっぱい自宅療養ということで、代わって私のほうからご説明をさせていただきます。

ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度木古内町一般会計補正予算(第10号)の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を44億4,462万9,000円とするものです。

補正の内容は、除排雪費用にかかる補正です。

それでは、詳細について説明いたします。

6ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 671万4,000円の減額は、この度の補正財源について、財政調整基金を財源とし充てるものでございます。

続きまして、7ページです。8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料 309万4,000円、14節 使用料及び賃借料 362万円。合わせて671万4,000円の追加につきましては、議案説明資料、資料番号1の2ページをお開き願います。1月24日から2月4日までの除排雪に要する委託料及び使用料・賃借料の既定予算で不足する額を追加するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 1点ちょっと確認をしたいのですが、確かに除排雪にかかる費用で専決もこれはやむを得ないのかなというふうに思います。ただ、専決をするにしても、私は金額が3,000万円単位かなと思っていたら、300いくら。そして、説明資料の2ページの単に数字合わせでの部分なのかなと。なぜ、専決しなければならない状況に至ったのかと。そして、このあと提案される臨時会での同様の項目での補正です。なぜなのか。どうもそして、専決が1月24日です。きょうの臨時会までの部分だと10日、いろんな事務的な作業等を含めれば、3日か4日しかない中で、なぜ臨時で補正しなければならないという部分が、除雪の執行額を含めて、きちんとやっぱり認識をしていなかったのではないのかなというふうに思わざるを得ないのですよね。だから、単なる帳尻合わせでの今回の専決の補正なのか、どうなのかということはどうも理解できません。専決はやむを得ないとは理解はします。しますけれども、3月の時点でもう雪が降らないだろうと思っていたのにドカ雪がきて、支払いに不足を生じたから専決600万円しましたというのでしたら、「それはやむを得ないね」というふうに思うのですけれども、専決をやってすぐ本格的に除排雪の補正を6,000万、7,000万余りですよ、補正をすると。その辺について、事務的な流れ、いきさつを含めて説明を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま、竹田議員からご質問がございました点について、まず、専決処分の実施につきましては、議会の開催日程等の時間的余裕がない場合に議長にお願いしながら、提案をするという手続きをこれはこれまでもルールとしてとってきております。

ことしの除雪につきましては、12月は確かに少のうございました。しかしながら、1月に入ってから、1月の6日以降、連日出動をするようなそういうような状況にあったこともありまして、19日、20日の時点で数字をまとめまして、議長のほうに臨時議会の開催について要請をいたしました。その中で、1月末までは何とか除雪委託料についても、賃借料についてももちますということで、1月31日をターゲットに臨時議会を開催したいということで日程調整をしたのですが、大変申し訳ないのですけれども、町長の日程で出張等が入っていた。こういうこともありまして、そこで議長のほうにお願いをしまして、2月のきょう、5日に臨時会を実施をすることをまず決めさせていただきまして、2月4日までのきのうまでの分について専決で承認をいただきたいと。その後については、5日に議会を開催し、臨時議会の中で、補正予算で執行してまいりたいということで進めたというのが今回の取り運びでございます。

本来であれば、1月の19日、20日に数字をまとめるのではなくて、もう少し13日、14日ですとかその時点でやっておかなければならないことなのですけれども、これも理由にならない理由かもしれませんが、みそぎ等で職員が応援に行っていたということもありまして、事務が遅れたということについてはこれは事実でございますので、お詫びを申し上げたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 一定程度、理解をしたいのですけれども、理解に苦しむ部分もございまして、ただ、せっかく専決で除雪費を計上して専決処分にするのであれば、今回の臨時の分も含めて専決をすると、逆によかったのではないのかなというふうに思いますし、いままで例えば、去年、一昨年はずっとある除雪の経過を見ても、こういう場面というのはないのですよね。例えば、最終的に3月の時点で600万円予算が不足したから補正をしなければならぬというものはある可能性がありますけれども、ほとんどがもう単位が違う補正をずっと。2年くらい前の補正の状況をちょっと調べたのですけれども、こういうケースというのはないのですよね。副町長や職員がいろんな諸行事、公務等も重なって繁忙のためにあれしなかったというのは、それは理由なのかなというふうには思います。このあと、新年度の定例では予算審議等もありますし、その中で。

それともう1点、再三、この部分は注文というか要望をしていたのですけれども、使用料及び賃借料の重機の借り上げで出ている部分です。これは、去年の決算委員会の中でも話をしてるように、実際はこれは重機の借り上げをしているのかという、実態に見合うきちんとした予算計上をするべきだろうというようなことを、自分の持論なのですけれども、使用料、重機をこの部分ではレンタルを借りて誰かが処理をしているという。実際そういう経理であればいいのですが、その辺についても今後いろんな整理をする中で確認をしていきたいというふうに思いますので、ただ、これが本当に借り上げでいいのかどうなのかという部分、副町長として財政に詳しいわけですから、その辺の見解があればお答え願いたいと思います。

**○議長(岩館俊幸君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(若山忍君)** 除雪の経費のご質問ですけれども、除雪の委託料というのは路線を決めまして、町道の路線のある地区で決めて、その部分についてこの路線についてはこの機械、あの機械という形で年間で委託契約をさせていただいております。それは機械の損料ですとか、燃料ですとか、運転手の労務賃ですとかが入ってきて、その積み上げを委託



料として計上させていただいております。

同時にいまおっしゃられるように、例えば町で所有しているリース契約しているタイヤショベルについては、機械のリース料を借上料から支払いしています。

また、夏場、維持修繕等で重機械を借りてきてこちらで運転をするのですとか、そういう作業もあります。

そのほかに、今回の除雪の借り上げにつきましては、先ほど申した路線委託等とは別で、こちらが必要と認めた場合、例えば役場の駐車場の排雪をするのですとか、空き地に溜まっている雪の排雪です。あるいは、路線ではなくて臨時でどうしても除雪委託が間に合わない場合の応援といえますか、そういう体制の中で、こちらが「出てください」というふうをお願いした場合の借上料を含んでおります。これについては、ですから、委託料とは別に借り上げ契約というのを結ばせていただいて除雪を行い、あるいは排雪の借り上げ料も含んでいるということです。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 使用料及び賃借料の重機の借り上げ、確かに排雪に関わる部分。いいのですよ、いまの課長の答弁でわかるのですけれども。そうしたら、きちんと借り上げで予算執行しているということであれば、それはそれで構わないと思います。ただ、私達が排雪業務をしている状況を見ると、路線を委託している重機を持っているところが、確かにトラックのナンバーを見るとわかるのです。レンタルのトラックで借り上げしている。けれども、ダンプに積み込む重機は自前の重機でバケットで積み込んでいると。それをどう借り上げて、1時間いくらで借り上げてやっているのか。これは後ほど、きちんともし資料があれば。路線の場合は時間帯、たぶんタコでチェックをしていると思うのですけれども。排雪の場合は、同じくタコでやっているのか、雪の排雪する量というのですか、それでやっているのか。もし、資料等があれば出していただきたいなとこのように思います。資料の要望をしておきます。

○議長(岩館俊幸君) それでは、あとで資料を出してください。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

## 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第11号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第11号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億4,462万9,000円とするものです。

補正の内容は、除排雪費用の追加です。

それでは、詳細について説明いたします。

6ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 3,855万2,000円の減額をお願いします。これは、この度、補正財源を財政調整基金の積立額を減額して調整するものです。

続きまして、7ページをお開き願います。8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料 1,813万3,000円、14節 使用料及び賃借料 2,041万9,000円。合わせて3,855万2,000円の追加は、議案説明資料、資料番号1の1ページを合わせてお開き願います。

委託料は、2月5日本日から3月31日までの除雪出動日数を18日分見込んだこと。1日あたりの経費は、表にありますように約100万円です。使用料及び賃借料は、除雪用重機の借り上げ日数を15日分。排雪用重機借り上げ回数を4回見込んだことによる追加です。除雪は1日40万円、排雪は1回あたり360万円。

説明は以上です。よろしくご審議を願います。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でございました。

( 午前9時50分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年2月5日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 笠 井 敬 吾

署 名 議 員 新井田 昭 男